聴覚又は平衡機能障害

- (1) 聴覚障害
- (2) 平衡機能障害

(1) 聴覚障害

身障者福祉法	身障	者福祉法施行規則別表	身体障害認定基準 (個別事項)		身体障害認定要領	
(別表)	級数 区 分		総括的解説 各項解説		障害程度の認定について	
二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの	2級	両耳の聴力レベルが それぞれ100デジベル 以上のもの (両耳全ろう)		1 聴覚障害 (1) 聴力測定には純音による方法と言語による方法とがあるが、聴力障害を表すにはオージオメータによる方法を主体とする。	第2-2- (1) 聴覚障害の認定は大部分は会話音域の平均 聴力レベルをもとに行うので、聴力図、鼓膜 所見等により、その聴力レベルが妥当性のあ	
1 両耳の聴 カレベルが それぞれ70 デシベル以 上のもの	3級	90デジベル以上のもの (耳介に接しなければ 大声語を理解し得ないもの)		(2) 聴力測定は、補聴器を装着しない状態で行う。(3) 検査は防音室で行うことを原則とする。(4) 純音オージオメータ検査ア 純音オージオメータはJIS規格を用いる。	るものであるかを十分検討する必要がある。 聴力図に記載された聴力レベルと平均聴力 レベルが合わないような場合、感音性難聴と 記してあるにもかかわらず、聴力図では伝音 性難聴となっているような場合等は、診断書 を作成した指定医に照会し、再検討するよう な慎重な取扱いが必要である。	
2 カ90 以のルベも 3 の音最明パ以 耳通良瞭一下 略) 3 るの音がいり 4 に話の度せの (4	6級	が80デジベル以上の もの(耳介に接しな ければ話声語を し得ないもの) 2 両耳による普通話 声の最良の語音明瞭 度が50パーセント以 下のもの		イ 聴力レベルは会話音域の平均聴力レベルとし、周波数500、1,000、2,000ヘルツの純音に対する聴力レベル(dB値)をそれぞれa、b、cとした場合、次の算式により算定した数値とする。	(2) 乳幼児の聴覚障害の認定には慎重である。 きである。乳幼児の聴力検査はかな頻度も関連である。乳幼児の聴力検査の信頼を指題を指規を指した。 が必要であり、それに伴い検査の信頼と指規を なってくるので、その診断書を作成した聴力人とはその経験を考慮し、かつ他覚め的聴治した をな経験をもにからの所見を総した指定となる所見をがある。 に、かるかば診断書を作成した指定となるが必要である。 (3) 伝音性難聴の加味された聴覚症がある。の認定に 当たっなどの処置が必要である。 (3) 伝音性難聴の加味された聴覚症があるその旨より判断する必要がは、その旨より判断する必要がは、その旨にがある。 当たっては膜認めずるが表がある。のが望ましい。 (4) 慢性化膿性中耳炎等、手術によの認定に きが期待であまでは、手術による。 を考慮して、慎重にないる。 (4) したよの手術等の治なによってである。 (4) したよの手術等の手術をある。 (5) を考慮して、真重にないる。	
				秒に1語の割合で発声し、それを被検査者に書きとらせ、その結果、正答した語数を検査語の総数で除して、求められた値を普通話声の最良の語音明瞭度とする。	(5)「ろうあ」を重複する障害として1級に認定する場合、「あ」の状態を具体的にする必要があり、「あ」の状態の記載、例えば「音声言語をもって家族とも意思を通ずることは不可能	

身障者福祉法	身障者福祉法施行規則別表				身体障害認定基準 (個別事項)	身体障害認定要領
(別表)	級数 区 分			総括的解説	各項解説	障害程度の認定について
					語音明瞭度検査語集	であり、身振り、筆談をもってすることが必要である」等の記載がないときは、診断書を作成した指定医に照会する等の対処が必要である。 (6) 語音明瞭度による聴覚障害の認定に当たっては、年齢、経過、現症、他の検査成績等により、慎重に考慮し、場合によっては診断書を作成した指定医に照会する等の配慮が必要である。
					 イ 聴取距離測定の検査語は良聴単語を用いる。大声 又は話声にて発声し、遠方より次第に接近し、正し く聴こえた距離をその被検査者の聴取距離とする。 ウ 両検査とも詐病には十分注意すべきである。 	(7) 聴覚距離測定による聴覚障害の認定は、なんらかの理由で純音聴力検査ができない場合に適応されるものであり、その理由が明確にされている必要がある。経過、現症欄等を参考として、慎重に対処する必要がある。

質	疑	回	答
[聴覚・平衡機能障	<u></u>		
R (聴性脳幹反応 えて両側耳感音性 であっても、純音	幼児に係る認定で、A :検査)等の検査結果を 難聴として申請した場 検査が可能となる概ね て認定することになる	添合満の 必要である。定方AB が可能な場合に が可能となる年齢し することを指導し	おいては、慎重な対応がについてはオージオメーを主体としているが、半年として観的な判定が、判定がは、純音聴力検査がは、たち点で将来再認定によった。現時点で将をもって、現時の程度をもって、で、で、で、で、であるである。
	る高齢者に対する認定 うに考えるべきか。	ルの問題以外に、 などの要因が関与 こうした場合は認 とから、初度の認	ついては、単に聴力レベ 言葉が聞き分けられない している可能性があり、 定に際して困難を伴うこ 定を厳密に行う必要があ 応じて将来再認定の指導 导る。
3. 聴覚障害の認定 定は必須であるが する必要があるの	において、気導聴力 <i>の</i> 、骨導聴力の測定も実 か。	施 聴力の測定をもっ容には障害の種類	定には、一般的には気導て足りるが、診断書の内を記入するのが通例であよっては骨導聴力の測定る場合もある。
って、ある程度の が獲得された場合	み術後の一定の訓練に コミュニケーション能 、補聴器と同様に人工 状態で認定できると考	カ 術前の聴力レベル 内 検査データをもっ [~]	が、人工内耳の埋め込み が明らかであれば、その て認定することも可能で
の音が聞き取れる 算定することとな 年改正のJIS規 ータでは120dBま の場合、120dBの	アによる検査では、100 さいものは、105dBとし っている。一方、平成 1格に適合するオージオ で測定可能であるが、 音が聞き取れないもの 重を125dBとして算定す	て b、cのいずれの 12 以上の音が聞き取れ メ 120dBまで測定でき こ として計算するこ に 使用する検査機	の算式においては、 a 、 周波数においても、100dB れないものについては、 きたとしてもすべて105dB ととなる。 器等によって、等級判定 う配慮する必要がある。
る普通話声の最良	定においては、両耳に の語音明瞭度をもって ているが、具体的には	測では、左右別々に	聴力レベルの測定におい 測定し、低い方の値をも が適当である。

質 疑	回 答
のように取り扱うのか。	語音明瞭度の測定においても、左右別々に測定した後、高い方の値をもって認定するのが一般的である。
7. 「ろうあ」は、重複する障害として1級 になると考えてよいか。	先天性ろうあ等の場合で、聴覚障害2級 (両耳全ろう)と言語機能障害3級(音声 言語による意思疎通ができないもの)に該 当する場合は、合計指数により1級として 認定することが適当である。
8. 認定要領中、「聴覚障害に係る身体障害者手帳を所持しない者に対し、2級を診断する場合、聴性脳幹反応等の他覚的聴覚検査又はそれに相当する検査を実施」とあるが、	
ア. 過去に取得歴があり、検査時に所持していない場合はどのように取り扱うのか。	ア. 過去に取得歴があっても検査時に所持 していない場合は、他覚的聴覚検査等を 実施されたい。
イ. それに相当する検査とはどのような検査か。	イ. 遅延側音検査、ロンバールテスト、ステンゲルテスト等を想定している。

(2) 平衡機能障害

身障者福祉法	身障者福祉法施行規則別表			身体障害認定基準 (個別事項)		身体障害認定要領	
(別表)	級数 区 分		終括的解説 各項解説		障害程度の認定について		
二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの 3級 平衡機能の極しい障害 (1~3 略)			の極めて著	(1)「平衡 器質的 眼にて に転倒者	2 平衡機能障害 (1)「平衡機能の極めて著しい障害」とは、四肢体幹に 器質的異常がなく、他覚的に平衡機能障害を認め、閉 眼にて起立不能、又は開眼で直線を歩行中 1 0 m以内 に転倒若しくは著しくよろめいて歩行を中断せざるを 得ないものをいう。	第2-2- ((1)~(7) 略) (8) 平衡機能障害の認定に当たっては、「平衡機能の極めて著しい障害」「平衡機能の著しい障害」のみでは不十分であり、その具体的状況	
4 平衡機能 の著しい障害	5級	平衡機能	の著しい障		(2)「平衡機能の著しい障害」とは、閉眼で直線を歩行中10m以内に転倒又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないものをいう。 具体的な例は次のとおりである。 a 末梢迷路性平衡失調 b 後迷路性及び小脳性平衡失調 c 外傷又は薬物による平衡失調 d 中枢性平衡失調	の記載が必要である。また現疾患、発症時期等により状況がかなり違ってくるので、その取扱いには慎重を要し、場合によっては診断書を作成した指定医に照会する等の対処が必要である。	

質 疑	回 答
[聴覚障害・平衡機能障害]	
(1~8 略)	
9. 脊髄性小脳変性症など、基本的に四肢体 幹に器質的な異常がないにもかかわらず、 歩行機能障害を伴う障害の場合は、平衡機 能障害として認定することとされている が、脳梗塞、脳血栓等を原因とした小脳部 位に起因する運動失調障害についても、そ の障害が永続する場合には同様の取扱いと するべきか。	同様に取り扱うことが適当である。 脊髄小脳変性症に限らず、脳梗塞等による運動失調障害による場合であっても、平 衡機能障害よりも重度の四肢体幹の機能障害が生じた場合は、肢体不自由の認定基準 をもって認定することはあり得る。
10. 小脳全摘術後の平衡機能障害(3級)で 手帳を所持している者が、その後脳梗塞能 下しい片麻痺となった。基本的に平衡機能 障害と肢体不自由は重複認定できないものにできない。 にできない。 このような場合は両障害を肢体不自・できない。 このような場合は可管害を肢体不手し、手板機能障害」は削除すべきは手帳名を「上下肢機能障害」は削除すべきと考えるがいかがか。	平衡機能障害は、器質的な四肢体幹の機能障害では認定しきれない他覚的な歩行障害を対象としていることから、肢体不自由との重複認定はしないのが原則である。しかしながらこのような事例においては、歩行機能の障害の基礎にある「平衡機能障害」の状態を、「下肢機能障害」の状態を高合的に等級を判定し、「上肢機能障害(肢体不自由)」として総合がといる合計指数によって総合が等級判定がなされる場を決定することはあり得る。このように総合的等級判定がなされる場合には、手帳の障害名には「平衡機能障害」と「上下肢機能障害」の両方を併記することが適当である。

診断書・意見書

1 診断書の作成について

(1) 「総括表」について

ア 「障害名」について

「聴覚障害」「平衡機能障害」の別を記載する。

「聴覚障害」の場合には「内耳性難聴」「後迷路性難聴」「中枢性難聴」等の別がわかれば付加記載するのが望ましい。

また、語音明瞭度を用いた診断には「語音明瞭度著障」等と付加記載する。

「平衡機能障害」については、「末梢性平衡失調」「中枢性平衡失調」「小脳性平衡失調」等、部位 別に付加記載するのが望ましい。

「ろうあ」で聴覚障害及び言語障害で 1 級を診断する場合には「聴覚障害及びそれに伴う言語障害と記載する。

イ 「原因となった疾病・外傷名」について

障害をきたすに至った病名、症状名をできるだけ記載するのが望ましい。例えば、「先天性風疹症候群」「先天性難聴」「遺伝性難聴」「ストレプトマイシンによる難聴」「老人性難聴」「慢性化膿性中耳炎」「音響外傷」「髄膜炎」「メニエール病」「小脳出血」等である。また原因が不明の場合には「原因不明」と記載する。

ウ 「疾病・外傷発生年月日」について

発生年月日が不明の場合には、その疾病で最初に医療機関を受診した年月日を記載する。月、日について不明の場合には、年の段階にとどめることとし、年が不明確な場合には、○○年頃と記載する。

エ 「参考となる経過・現症」について

後欄の状況、及び所見欄では表現できない障害の具体的状況、検査所見等を記載すべきである。 例えば先天性難聴では「言語の獲得状況はどうか」等であり、後天性難聴では「日常会話の困難の 程度」「補聴器装用の有無、及び時期はいつか」「手術等の治療の経過はどうか」等、障害を裏付け る具体的状況を記載する。

また十分な聴力検査のできない乳幼児においては、聴性脳幹反応、蝸電図等の他覚的聴覚検査の結果も記載するのが望ましい。

なお、聴覚障害で身体障害者手帳を所持していない者に対し、2級を診断する場合には、聴性脳幹 反応等の他覚的聴覚検査又はそれに相当する検査を実施し、その結果(実施した検査方法及び検査 所見)を記載し、記録データのコピー等を添付すること。

平衡機能障害についても「介助なしでは立つことができない」「介助なしでは歩行が困難である」 等、具体的状況を記載するのが望ましい。

オ 「総合所見」について

「参考となる経過・現症」又は個別の所見欄に書かれた現症の事項により、総合的な所見を記載する。将来障害が進行する可能性のあるもの、手術等により障害程度に変化が予測されるもの、また確定的な検査の望めない乳幼児の診断は将来再認定の必要性を有とし、その時期を記載する。

(2) 「1 「聴覚障害」の状態及び所見」について

幼児でレシーバによる左右別の聴力測定が不可能で、幼児聴力検査で両耳聴による聴力を測定した場合は、その旨を記載する。

鼓膜の状態の記載は、具体的に記載する。例えば混濁、石灰化、穿孔等あれば、その形状も含めて記載する。また耳漏の有無も記載するのが望ましい。

聴力図には気導域値のみではなく、骨導域値も記載する。

語音による検査の場合、両耳による普通話声の最良の語音明瞭度を測定するのであるから、必ず両側の語音明瞭度を測定し記載する。

(3) 「2「平衡機能障害」の状態及び所見」について

該当する等級に沿った状況、所見を具体的に記載する。例えば「閉眼にて起立不能である」「開眼で直線を歩行中10m以内に転倒する」「閉眼で直線を歩行中10m以内に著しくよろめき歩行を中断する」等である。

また四肢体幹に器質的異常のない旨、併記するのが望ましい。眼振等の他の平衡機能検査結果も本欄

又は「参考となる経過・現症」欄に記載するのが望ましい。

(4) 「3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見」について

「ろうあ」で1級を診断する場合、ここに「あ」の状況を記載する。ただ単に「言語機能の喪失」と記載するだけでなく、日常のコミュニケーションの状況、例えば「両親、兄弟とも、意思の伝達には筆談を必要とする」等と具体的に記載する。

身体障害者診断書・意見書

総括表			(障害用)
氏 名	年	月	日生	男	女
住 所					
①障害名 (部位を明記)					
②原因となった 疾病・外傷名				D他の事故、戦 先天性、その	
③疾病·外傷発生年月日 年	月日・	場所			
④参考となる経過・現症(エックス線写真及で				h-	
⑤総合所見	障害固定又に	は障害確定	ヹ(推定)	年	月 日
⑥その他参考となる合併症状		([将来再詞 再認定のE		不要] 月)
上記のとおり診断する。併せて次の意見を付	ਰੇ				
年 月 日	7 6				
病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名	科	医師氏》	名		印
身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 記入) 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に ・該当する ・該当しない	こ掲げる障害 級相当	に 当)			
注意 1 障害名には現在起こっている障害機能障害等を記入し、原因となった疾患名を記入してくた 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要 (別紙)を添付してください。	と疾病には緑 ごさい。 要する症例に	内障、先ついては	天性難聴、	脳卒中、僧帽	計・意見書
3 障害区分や等級決定のため、北海 てお問い合わせする場合があります		番譲会が	ら以めても	スペーン以降の	が分につい

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見

[はじめに]

この診断書においては、次の4つの障害の区分のうち、認定を受けようとする障害について□に ✓ 印を付け、その障害に関する状態及び所見について記入すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害又はそしゃく機能障害が重複する場合については、それぞれについて 障害を認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨留意すること(それぞれ の障害の合計指数をもって等級を決定することはしない。)。

□ 聴 覚 障 害 → 1 聴覚障害の状態及び所見に記入すること。

「(4)イ 語音による検査」の場合は、両耳による普通話声の最良の語音明瞭度を測定した聴力レベルを記入すること。

- □ 平 衡 機 能 障 害 → 2 平衡機能障害の状態及び所見に記入すること。
- □ 音声・言語機能障害 → 3 音声・言語機能障害の状態及び所見に記入すること。
- □ そしゃく機能障害 → 4 そしゃく機能障害の状態及び所見に記入すること。

1 聴覚障害の状態及び所見

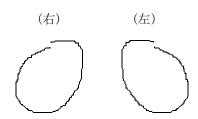
(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

右	dB
左	dB

(2) 障害の種類



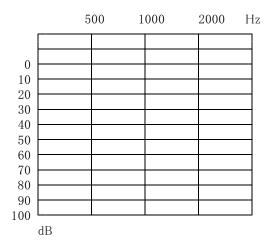
(3) 鼓膜の状態



(4) 聴力検査の結果(ア又はイのいずれかを記入すること。)

ア 純音による検査

オージオメータの型式 _____



イ 語音による検査

 括
 %
 (d B)

 左
 %
 (d B)

- (5)身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況 (注)2級と診断する場合、記載すること。
- 2 平衡機能障害の状態及び所見
- 3 音声・言語機能障害の状態及び所見

4 そしゃく機能障害の状態及び所見	
(1) 障害の程度及び検査所見	
「該当する障害」の□に✔印を付け、さらに①又は②の該当する項目の□に✔印を付け、又は()
内に必要事項を記入すること。	
□ そしゃく・嚥下機能の障害	
該当する障害 → 「① そしゃく・嚥下機能の障害」に記入すること。	
□ 咬合異常によるそしゃく機能の障害	
→「② 咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記入すること。	
① そしゃく・嚥下機能の障害	
a 障害の程度	
□ 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。	
□ 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。	
□ 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方	法
に著しい制限がある。	
□ その他	
b 参考となる検査所見	
アー各器官の一般的検査	
〈参考〉各器官の観察点	
・ 口唇 ・下顎:運動能力、不随意運動の有無、反射異常又は病的反射舌:形	
状、運動能力、反射異常	
・ 軟口蓋: 挙上運動、反射異常	
・ 声帯: 内外転運動、梨状窩の唾液貯溜	
○ 所 見(上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記入	.す
ること。)	
J	
イ 嚥下状態の観察と検査	
〈参考1〉各器官の観察点	
・口腔内保持の状態	
・口腔から咽頭への送り込みの状態	
・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態	
・ 食道入口部の開大と流動物 (bolus) の送り込み	
〈参考2〉摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点	
・摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)	
・ 誤嚥の程度(毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)	
○ 観察・検査の方法	
□ エックス線検査()	
□ 内視鏡検査()	
□ その他() (カボハ) (カボハ) (カボハ) (ボボルボ) (ボボルボ) (オボルボ) (カボハ) (カボハ) (オボルボ) (オボルボルボ) (オボルボ) (オボルボ) (オボルボ) (オボルボ) (オボルボ) (オボルボルボ) (オボルボ) (オボルボルボ) (オボルボ) (オボルボルボ) (オボルボルボルボ) (オボルボルボルボルボルボルボルボルボルボルボルボルボルボルボルボルボルボルボル	-
○ 所 見(上記の枠内の<参考1>と<参考2>の観察点に留意し、嚥下状態について詳細に記	· /\
すること。)	
② 咬合異常によるそしゃく機能の障害	
a 障害の程度	
□ 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。	
□ その他	

ア 咬合異常の程度(そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察すること。)	
)
)
イ そしゃく機能(口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察すること。)	
)
	J
(2) その他(今後の見込み等)	
)
(3) 障害程度の等級 (次の該当する障害程度の等級の項目の□に ✔ 印を付けること。)	
① 「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害を	いう
具体的な例は、次のとおりである。	' /o
□ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの	
□ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの	
□ 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、	咽頭、
喉頭の欠損等によるもの	
② 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能又は、咬合異常によるそ	しやく
機能の著しい障害をいう。 具体的な例は、次のとおりである。	
□ 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの	
□ 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの	
□ 外傷・腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、	咽頭、
喉頭の欠損等によるもの	
□ 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの	
「記入上の注意 〕	
し 配入工の注息 」 (1) 藤山陸宇の冠字にもたっては、HC相換によりよっだより、2を測字よりとし、IDはは、国連教し	E00

b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)

- (1) 聴力障害の認定にあたっては、JIS規格によるオージオメータで測定すること。dB値は、周波数 500, 1000, 2000Hzにおいて測定した値をそれぞれ a, b, c とした場合、 $\underline{a+2b+c}$ の算式により算定し、
 - a, b, cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。
- (2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書及び意見書の提出を求めるものとすること。
- (3) 小腸機能障害を併せ持つ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定すること。